

令和8年度 会計年度任用職員（パート職員）募集案内 こども発達センター心理相談員（週1日）

1 採用職種、採用予定人数、職務内容及び勤務地

採用職種	心理相談員
採用予定人数	1名程度
職務内容	乳幼児の発達評価，保護者との面談，1歳6か月児健診及び3歳児健診の発達相談等
勤務地	柏市こども発達センター 柏市柏下65-1（ウェルネス柏）

2 任期

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

- ※1 任用（採用）開始日から1月（1月の勤務日が15日に満たない場合，15日に達する日まで）を条件付採用期間とし，勤務成績が良好ではない場合，当該期間内に免職となります。
- ※2 地方公務員法第22条の2の「会計年度任用職員」としての採用です。年度ごとに，新たな職が設置され，客観的な能力の実証を経て採用を決定するため，翌年度の採用を約束するものではありません。

3 報酬・勤務条件等

- (1) 報酬の時給単価：2,710円
※要件に該当する場合，通勤費のほか，時間外勤務，休日勤務等に相当する報酬を支給
- (2) 期末手当
任期が1会計年度内に6か月以上ある会計年度任用職員に，6月と12月の年2回，各1.2625月分（令和8年4月に新規採用された場合の6月分は，0.37875月分）の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する期末手当を支給
- (3) 勤務時間
ア 勤務日 1週間当たり1日。月曜日から金曜日までのうち勤務表で定める日
イ 勤務時間 1日当たり7時間30分（時間外勤務：無）
（午前8時45分から午後5時15分まで，休憩時間：60分）
ウ 休日 日曜日・土曜日・祝日・年末年始
- (4) 休暇
年次有給休暇1日及び特別休暇（夏季休暇，忌引等）を付与する。
- (5) 服務
地方公務員法の服務規定（守秘義務，職務専念義務等）が適用される。
- (6) 社会保険・雇用保険・労災保険
ア 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用 無
イ 雇用保険の適用 無
ウ 労働者災害補償保険又は非常勤職員公務災害補償制度の適用 有

4 受験（応募）資格

- (1) 公認心理師法に基づく公認心理師，臨床心理士，臨床発達心理士のいずれかの免許もしくは資格証を受けていること。
- (2) 小児の発達に係る相談・療育の業務経験を有していること。
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項（下記枠内参照）に該当しないこと。

- ア 拘禁刑又は禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- イ 柏市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

※ 年齢要件は、定めないものとする。

5 選考試験の実施日、実施場所、試験種目及び試験内容

試験日	令和8年4月上旬から	詳細は、受験申込者に別途通知する。
試験場所	ウェルネス柏 こども発達センター	
試験種目・試験内容	書類審査	選考申込書等に基づき、採用する職に係る専門的な知識経験等の有無について審査する。
	個人面接	採用する職に係る適格性等の有無について、人物面から審査する。

6 申込（応募）方法

- (1) 提出書類
 - ア 柏市会計年度任用職員採用選考受験申込書
 - イ 公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士のうち、資格を有する免許証等の写し（臨床心理士・臨床発達心理士資格証は有効期限の明記されているもの）
 - ウ こども性暴力防止法誓約書
- (2) 申込受付期間

令和8年4月 3日（金）まで（郵送可・期限内必着）
- (3) 申込先

柏市こども発達センター（〒277-0004 柏市柏下65-1）

7 合格の決定及び採用

- (1) 合格の通知

令和8年4月下旬に決定し、選考受験者に通知する。
- (2) 採用時期

合格者は、令和8年6月1日付けで採用する。
- (3) 柏市議会の議決の特例

会計年度任用職員の採用は、柏市議会において新年度予算が可決されたときに効力を生じるものとする。

8 注意事項

- (1) 採用（合格）の取消し

4に掲げる受験（応募）資格がないこと又は受験申込書等の記載事項に虚偽若しくは不正があったことが明らかになった場合、採用（合格）を取り消すものとします。
- (2) こども性暴力防止法に基づく措置

令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります（事業や担当、職種によっては、認定申請を行い、認定された場合。）。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、職種に係る業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。

これらの制度の施行を踏まえ、採用までの間に、誓約書等により特定性犯罪の前科の有無を確認します。

この結果、特定性犯罪の前科を有することが判明した場合は、採用しないことがありますので、あらかじめ御了承ください。